

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年6月9日（平成29年（行個）諮問第95号）

答申日：平成30年7月2日（平成30年度（行個）答申第57号）

事件名：本人に対する休業補償給付の支給決定に係る実地調査復命書等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成25年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、私の休業補償給付支給決定に際し作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、静岡労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年3月3日付け静岡労働（決）第28-321号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 全部開示を請求する。

イ 理由

平成25年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、審査請求人の休業補償給付支給決定に際し作成した実地調査復命書及び添付資料一切を請求したが、部分開示であった。電話照会等の内容が、全てマスキングされており、詳細不明である。これでは、休業補償不支給に対する審査請求時に詳細な意見書を書く事が、不可能である。したがって、全部開示を請求する。

（2）意見書

ア 趣旨

全部開示を請求する。

イ 理由

休業補償の支給決定は、請求人にとり、非常に重大な決定であるから、行政はその理由を詳細に説明するべきである。

またその根拠となった理由を開示するのは、当然の事である。

電話照会の内容は、休業補償支給決定に際し、大きな根拠となるものであるから、開示するのが当然である。

電話照会の内容を不開示で、支給決定を下すのは、理由を述べずに処分をするのに等しい。

したがって電話照会の内容は全て開示すべきであり、その他の不開示部分も全て開示すべきである。

また今回休業補償不支給決定に対し審査請求する際にいずれも重要な内容であるから開示するべきである。

したがって全部開示を請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成29年2月9日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成25年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、私の休業補償給付支給決定に際し作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこの取消しを求めて、平成29年3月10日付け（同月14日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「平成25年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、私の休業補償給付支給決定に際し作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、2の①、4、6の①及び7の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イ

からハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- (イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の②及び7の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号1の②及び6の②の不開示部分は、特定事業場の印影であり、特定事業場等が一般に公にしている内部情報である。これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の②及び7の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更

し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年7月7日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成30年5月16日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年6月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成25年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、私の休業補償給付支給決定に際し作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号9に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきと主張している。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 法14条2号該当性について

ア 通番3及び通番8は、特定労働基準監督署の担当調査官が電話照会した相手方の氏名及び電話番号であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番1及び通番6は、審査請求人が受診した医療機関の医師の署名

及び印影であり，法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については，当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため，法 1 4 条 2 号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また，当該部分は個人識別部分であることから，法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法 1 4 条 2 号に該当し，不開示とすることが妥当である。

ウ 通番 5 は，出勤簿に記載された審査請求人以外の氏名及びその出勤状況であり，行ごとに一体として法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また，当該部分のうち氏名は個人識別部分であることから，法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。その余の部分である日々の出勤の状況は，一般的に他人に知られたくない情報であり，同僚等の職場関係者にとって，当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから，審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず，部分開示できない。

したがって，当該部分は，法 1 4 条 2 号に該当し，不開示とすることが妥当である。

(2) 法 1 4 条 3 号イ該当性について

通番 2 及び通番 7 は，特定事業場の印影である。当該印影は，書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして，それにふさわしい形状のものであると認められ，これを開示すると，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法 1 4 条 3 号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

(3) 法 1 4 条 2 号及び 7 号柱書き該当性について

通番 4 及び通番 9 は，特定労働基準監督署の担当調査官が，審査請求人以外の第三者に電話照会した内容であり，これらを開示すると，被聴取者が，労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ，被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし，労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど，正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり，労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象文書名	3 通 番	4 諮問庁が「不開示を維持する部分」としている部分	5 不開示情報 (法 14 条 該 当 号)		
				2 号	3 号 イ	7 号 柱 書 き
1	休業支給決定決議書等	1	① 2 頁医師の署名及び印影	○		
		2	② 2 頁ないし 4 頁事業場印影		○	
2	電話照会等処理票①	3	① 1 頁相手方氏名 (ただし 3 文字目を除く。) 及び電話番号	○		
		4	② 1 頁「照会内容等」欄の記載 (ただし 1 行目 1 文字目, 2 行目 1 文字目, 3 行目 1 文字目は除く。)	○		○
3	休業実地調査復命書		—			
4	出勤簿	5	不開示部分	○		
5	賃金台帳		—			
6	休業補償給付支給請求書	6	① 1 頁医師署名及び印影	○		
		7	② 1 頁ないし 2 頁事業場印影		○	
7	電話照会等処理票②	8	① 相手方氏名 (ただし 3 文字目を除く。) 及び電話番号	○		
		9	② 「照会内容等」欄不開示部分 (ただし, 1 行目 1 文字目, 2 行目 1 文字目及び 3 行目 1 文字目を除く。)	○		○
8	労働契約書		—			
9	出張命令書		—			